医療観察事件の被害者の方へ

加害者が医療観察制度の対象となった場合、保護観察所から加害者の処遇の状況等に関する情報提供を受けられます。

令和6年1月1日から、その提供時期や提供する情報の内容について、一部変わります。

情報提供を受けられる事項

※ 本制度の利用は無料です。

- 加害者の氏名
- 加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）及び開始年月日又は終了年月日・終了事由（令和6年1月1日から）
- 加害者の事件を取り扱う保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- 地域社会における処遇中の加害者との保護観察所による接触状況（直近6か月間）

令和6年1月1日から、継続的に情報提供を希望される方には、1度申出をいただければ、その後、医療観察事件が全て終了するまで、以下の時点で情報を提供することとなります。

- □ 申出時
- □ 処遇段階が変更され、又は終了したとき
  （入院中の者が退院したとき）
- □ 事件を取り扱う保護観察所が変更になったとき
- □ 処遇段階が「地域における処遇」の場合、
  おおむね6か月ごと

法務省保護局

情報提供制度

加害者が医療観察制度の対象となった場合、
保護観察所から加害者の情報の提供を受けられる制度があります。

ご利用の流れ

■利用できる方

① 医療観察法に定める対象行為の被害を受けた方
② 被害を受けた方の法定代理人
③ 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な病気やけがなどがある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
④ ①～③に当たる方から委託を受けた弁護士

保護観察所への申出書の提出受付

まずは最寄りの保護観察所にお問合せください。
申出書の提出の際には、ご本人であることを確認させていただくため、運転免許証、マイナンバーカード等をお持ちください。
また、申出をなさる方が被害を受けたご本人でない場合には、他にご準備いただく書類があります。

受理

情報提供

加害者を担当している保護観察所から書面の郵送などにより情報を提供します。情報提供の時期と内容は、以下のとおりです。

情報提供の時期と主な内容

継続的に情報の提供を希望される方には、
1回の申出で処遇の終了時まで情報が提供されます。

① 申出時（※）	▶ 加害者氏名 ▶ 処遇段階（入院／地域処遇）・開始年月日 ▶ 担当保護観察所
② 担当保護観察所変更時	▶ 新たに担当することになった保護観察所
③ 退院許可決定による地域社会における処遇の開始時	▶ 地域社会における処遇の開始年月日
④ 地域社会における処遇期間中（6か月ごと）	▶ 加害者と保護観察所との接触状況
⑤ 医療観察法による処遇の終了時	▶ 終了日・事由

※申出時に、加害者に対する医療観察法による処置が既に終了している場合は、終了日・事由等について提供します。